



【貸切バス】

営業区域外の事例について

下記の事例のような運送は区域外運送として、道路運送法違反になります。

(当該運送行程の始発及び最終着地のいずれかかも営業区域外になる運送は違反になります。)

例1 営業区域 A県

	発地	行程	着地
1日目	B県B駅	→ B県視察	→ A県〇〇ホテル 宿泊
2日目	A県〇〇ホテル	→ A県ゴルフ	→ C県ホテル〇〇 宿泊
3日目	C県ホテル〇〇	→ C県観光	→ C県C駅

例2 営業区域 A県

	発地	行程	着地
1日目	C県C空港	→ A県観光	→ A県〇〇温泉 宿泊
2日目	A県〇〇温泉	→ A・D県観光	→ D県△△温泉 宿泊
3日目	D県△△温泉	→ E・F県観光	→ E県◇◇温泉郷 宿泊
4日目	E県◇◇温泉郷	→ D県観光	→ D県D空港

例3 営業区域 A県

	発地	行程	着地
1日目	C県××商店前	→ B県観光	→ B県××ホテル 宿泊
2日目	B県××ホテル	→ B県観光	→ C県××商店前

例4 営業区域 A県

	発地	行程	着地
1日目	D県〇〇会社前	→ A県温泉	→ D県〇〇会社前

例5 営業区域 A県

	発地	行程	着地
1日目	C県某所	→ A・B県観光	→ B県■温泉 宿泊
2日目	B県■温泉	→ B県観光	→ C県某所